令和元年度　第２回　福島県道路メンテナンス会議

日時：令和２年２月１２日（水）
13:00～16:00
場所：福島ロボットテストフィールド
１階カンファレンスホール
（南相馬市原町区萱浜字新赤沼８３）

次　　第

１．開　会

２．挨　拶

３．点検支援技術講習　【資料１】

４．道路メンテナンスに関する最近の話題　【資料２】

５．議　事

（１）令和元年度の活動報告　【資料３】

（２）平成 26～30 年度の修繕実施状況　【資料４】

（休　憩）

６．意見交換（非公開）　【資料５】

７．情報提供等（非公開）　【資料６】

８．閉　会

資料1

定期点検要領（技術的助言）の改定について

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

改定資料一覧（技術的助言版）

国土交通省

定期点検要領（改定）

- ○道路橋定期点検要領
- ○道路トンネル定期点検要領
- ○シェッド、大型カルバート等定期点検要領
- ○横断歩道橋定期点検要領
- ○門型標識等定期点検要領

定期点検の参考資料

- ○特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料
- ○引張材を有する道路橋の損傷例と定期点検に関する参考資料
- ○水中部の状態把握に関する参考資料
- ○記録様式作成にあたっての参考資料（道路橋定期点検版）
- ○　　〃　　（道路トンネル定期点検版）
- ○　　〃　　（シェッド、大型カルバート等定期点検版）
- ○新技術利用の際のガイドライン（案）
- ○点検支援技術性能カタログ（案）

定期点検業務積算資料（改定）

- ○道路橋定期点検業務積算資料（暫定版）
- ○道路トンネル定期点検業務積算資料（暫定版）

要領、参考資料等の日付は全て「平成31年2月」

改定のポイント

国土交通省

1．背景と改定の方向性

○定期点検要領の制定（H26.6）及び点検開始（H26.7）から、H30年度末で5年経過し、点検が一巡（H31年度から2巡目）
○定期点検後に第三者の安全に影響を与える変状が発生したり、変状の見落としを確認
○点検支援技術（写真撮影、非破壊検査等）について、技術開発が進展

⇩

診断の質を確保・向上しつつ、道路管理者が様々な合理化のための工夫ができるよう改定すべき

2．改定の対象

道路橋定期点検要領(H26.6)、横断歩道橋定期点検要領（H26.6）、道路トンネル定期点検要領(H26.6)、シェッド、大型カルバート等定期点検要領（H26.6）、門型標識等定期点検要領（H26.6）

3．改定のポイント（H31. 2. 28改定）

■道路管理者が遵守すべき事項、法令を運用するにあたり最低限配慮すべき事項、運用する際に特に技術的に工夫すべき留意事項に全体構成を見直し

■道路管理者が様々な判断を行うにあたっての責務についての留意事項を充実

1）定期点検の方法に求める事項を明確化。近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると定期点検を行う者が判断した場合は、近接目視を基本とする範囲とすることを記述

2）定期点検における措置の対象範囲を明確化。措置の判断は道路管理者が適切に行うことであり、監視も措置であることを記述

3）定期点検における記録の方法を明確化。記録の様式、内容や項目には定めはなく、道路管理者が適切に定めればよいことを記述

■道路管理者が定期点検の作業の合理化など工夫が図れる事項を充実

1）1巡目定期点検で得られた知見から、特定の溝橋（ボックスカルバート）など構造特性や変状に応じ、また援用機器等を活用し定期点検の作業を合理化できることを記述

2）水中部のパイルベント腐食、基礎の洗掘など特徴的な変状が確認されており、付録や参考資料に参考情報を充実

3）省令・告示では、記録の様式、項目等に定めはないため、利活用目的に応じて自由に変更可能な様式を提示。また機器の活用ができることも記述

定期点検の見直しについて

国土交通省

背景・必要性

1）定期点検開始（H26. 7）から5年経過し、点検が一巡

2）点検の進捗に伴い、自治体から負担軽減等についての要望

3）点検支援新技術（写真撮影、非破壊検査等）の進展

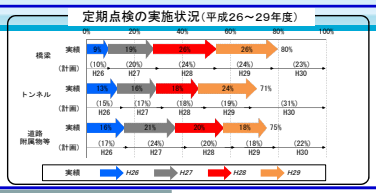

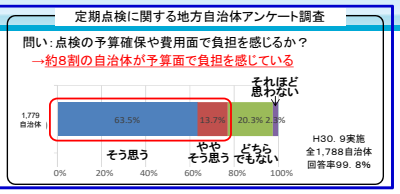

※社会資本整備審議会　道路技術小委員会にて審議

見直しの概要

1. 損傷や構造特性に応じた点検対象の絞り込み

○特定の小規模な橋（溝橋、床版橋やH形鋼桁橋）について、変状項目や着目すべき箇所の特定等により作業量を低減

▲溝橋　▲RC単純床版橋　▲単純H形鋼桁橋

変状項目

特定の溝橋
○ひびわれ ○床版ひびわれ ○その他

着目すべき箇所

一般的なコンクリート橋	特定の溝橋
[8箇所] ○桁端部 ○桁中間支点 ○桁支間中央 ○支間1/4部 ○打継部・後打部・目地部 ○定着部 ○切欠部・ゲルバー部 ○その他	[5箇所] ○頂版 ○側壁 ○底版 ○翼壁 ○その他

○特定の水路カルバート等について、打音・触診の省略や変状項目の特定により作業量を低減

変状項目

一般的なカルバート	利用者被害のおそれがないカルバート
[7項目] ○ひびわれ ○うき ○吸い出し ○洗掘、不同沈下 ○附属物等の変状 ○路上施設の異常（内空道路） ○舗装の異常（上部道路）	[4項目] ○ひびわれ ○吸い出し ○洗掘、不同沈下 ○舗装の異常（上部道路）

○二回目以降のトンネル点検において、打音検査の範囲を特定することで打音検査の作業量を低減

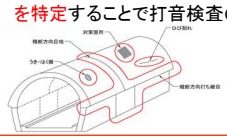

うき・はく離等の発生状況から、二回目以降の点検における打音検査の範囲を例示

※近接目視は全面実施

2. 特徴的な損傷への対応（充実）

○コンクリート、PC鋼材など埋込部や引張材について着目箇所や留意事項を充実

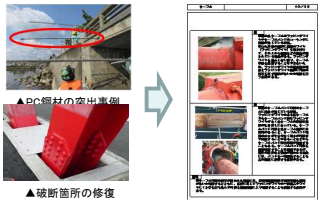
▲PC鋼材の突出事例　▲破断箇所の修復

○水中部材（パイルベントの腐食・断面欠損、洗掘など）について、着目箇所や留意事項を充実

▲パイルベントの断面欠損　▲橋脚の洗掘　▲潜水士による洗掘調査　▲水中カメラによる定期点検

○シェッド等の土工構造物について、経年変化（崩土の堆積や基礎地盤の変状等）の影響を充実

▲崩土等の堆積　▲継手からの土砂流出

3. 新技術の活用による点検方法の効率化

○狭あい部、水中部など、近接目視の困難箇所では打音や触診等に加えて、必要に応じて非破壊検査や試掘を行い、詳細に状態を把握

▲桁端部や支承まわりの狭あい部　▲杭の水中部（腐食・断面欠損の例）　▲シェッド頂部の主梁端部（破断の例）

○自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると判断すれば、その他の方法による場合も近接目視を基本の範囲

▲橋梁の損傷写真を撮影する技術　▲トンネルの変状写真を撮影する技術　▲コンクリートのうき・はく離を非破壊で検査する技術

新技術利用のガイドライン

新技術の性能カタログ

法定点検に係る基準の体系

国土交通省

① 省令・告示で、5年に1回、知識と技能を有する者が、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分（トンネル、橋などの構造物に共通）

② 構造物の特性に応じ、道路管理者が定期点検をするために遵守すべき事項や法令を運用するにあたり最低限配慮すべき事項を技術的助言として定期点検要領にとりまとめ （トンネル、橋などの構造物ごと）

法令点検に係る基準の体系

道路法

↓ H25.9.2施行

政令

・維持、点検、措置を講ずることを規定

↓ H25.9.2施行

省令・告示

H26.7.1施行

・トンネルや橋などに損傷、腐食その他の異状であって、道路の構造・交通に大きな支障を及ぼすおそれのあるものについて定期点検を規定

・5年に1回、知識と技能を有する者が、近接目視を基本に実施

・健全性の診断結果を、4段階に区分

（トンネル、橋などの構造物）
構造物に共通の規定

定期点検要領

本要領の位置付け　※点検要領表紙裏書

・道路管理者が遵守すべき事項や法令を運用するにあたり最低限配慮すべき事項を記載したもの。定期点検を行う際に参考となる技術的な留意点は、付録1等を参考

枠書

・道路管理者が遵守すべき事項

法令運用上の留意事項

・法令を運用するにあたり最低限配慮すべき事項

付録

・運用する際の参考となる技術的な留意事項

（トンネル、橋などの構造物）
各構造物毎に策定

定期点検要領の目次（橋梁の例）

国土交通省

○定期点検の目的(※1)を明確化した上で、目次構成を再編
○省令・告示の記載内容を踏まえ、枠書、枠書外（法令運用上の留意事項）、付録のそれぞれに必要な事項を記載する構成とした。記載箇所の変更や充実が主な変更点

（※1） 付録1　1.用語の説明：定期点検は、状態の把握を行い、道路橋毎での健全性を診断することの一連をいう。最新の状態を把握し、次回定期点検までの措置の必要性の判断に必要な情報を得る。

道路橋定期点検要領（平成26年6月）	道路橋定期点検要領（改定版）
1．適用範囲	1．適用範囲　【凡例】□ 枠書
2．定期点検の頻度 □５年に１回の頻度を基本	2．定期点検の頻度 □５年に１回の頻度を基本
4．定期点検の体制 □知識と技能を有する者が行う	3．定期点検の体制 □知識と技能を有する者が行う
3．定期点検の方法 □近接目視により行うことを基本 □必要に応じて非破壊検査等を併用して行う →	4．状態の把握 □近接目視により行うことを基本 ・「法令運用上の留意事項」「付録１」を参考
5．健全性の診断 □道路橋毎の健全性の診断を４段階に区分 □部材単位の健全性の診断を４段階に区分 →	5．健全性の診断 □道路橋毎の健全性の診断を４段階に区分 ・「法令運用上の留意事項」「付録１」を参考
7．記録	6．記録 ・「法令運用上の留意事項」「付録１」を参考
6．措置	7．措置 ・「法令運用上の留意事項」「付録１」を参考

状態の把握（橋梁の例）

国土交通省

省令

点検は（中略）知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とする。

道路橋定期点検要領（改定版）

【法令運用上の留意事項】

定期点検を行う者は、健全性の診断の根拠となる道路橋の現在の状態を、近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると判断した方法により把握しなければならない。

【付録1：定期点検の実施にあたっての一般的な注意点】

（4）状態の把握について

■ 狭隘部、水中部や土中部、部材内部や埋込部、補修補強材料で覆われた部材などにおいても、外観から把握できる範囲の情報では道路の状態の把握として不足するとき、打音や触診等に加えて必要に応じて非破壊検査や試掘を行うなど、詳細に状態を把握するのがよい。

（例）・トラス材の埋込部の腐食
・グラウト未充てんによる横締めPC鋼材の破断
・補修補強や剥落防止対策を実施したコンクリート部材からのコンクリート塊の落下
・水中部の基礎周辺地盤の状態（洗堀等）
・パイルベント部材の水中部での孔食、座屈、ひびわれ
・舗装下の床版上面のコンクリートの変状や鋼床版の亀裂

■ 機器等が精度や再現性を保証するにあたって、あらゆる状況や活用方法を想定した使用条件を示すには限界があると考えれば、利用目的や条件に応じた性能を現地でキャリブレーションするなども有効と考えられる。

（5）部材の一部等で近接目視によらないときの扱い

■ 自らが近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると定期点検を行う者が判断した場合には、その他の方法についても、近接目視を基本とする範囲と考えてよい。

■ その他の方法を用いるときは、定期点検を行う者が、定期点検の目的を満足するように、かつ、その方法を用いる目的や必要な精度等を踏まえて適切に選ぶものとする。

必要に応じてさかのぼって検証ができるように、近接目視によらないとき、その部位の選定の考え方や状態把握の方法の妥当性に関しての所見を記録に残すようにするとよい。

状態の把握（橋梁の例）

国土交通省

省令

点検は（中略）知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とする。

【法令運用上の留意事項】

定期点検を行う者は、健全性の診断の根拠となる道路橋の現在の状態を、近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると判断した方法により把握しなければならない。

道路橋定期点検要領（平成26年6月）	道路橋定期点検要領（平成31年2月改定版）
3．定期点検の方法 定期点検は、近接目視により行うことを基本とする。 また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。 【補足】 定期点検では、基本として全ての部材に近接して部材の状態を評価する。 近接目視とは、肉眼により部材の変状等の状態を把握し評価が行える距離まで接近して目視を行うことを想定している。 近接目視による変状の把握には限界がある場合もあるため、必要に応じて触診や打音検査を含む非破壊検査技術などを適用することを検討しなければならない。なお、土中部等の部材については、周辺の状態などを確認し、変状が疑われる場合には、必要に応じて試掘や非破壊検査を行われなければならない。 また、近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法によらなければならない。	4．状態の把握 健全性の診断の根拠となる状態の把握は、近接目視により行うことを基本とする。 【法令運用上の留意事項】 定期点検を行う者は、健全性の診断の根拠となる道路橋の現在の状態を、近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により把握しなければならない。 道路橋の健全性の診断を適切に行うために、法令では、定期点検を行う者が、道路橋の外観性状を十分に把握できる距離まで近接し、目視することが基本とされている。これに限らず、道路橋の健全性の診断を適切に行うために、または、定期点検の目的に照らして必要があれば、打音や触診等の手段を併用することが求められる。 一方で、健全性の診断のために必要とされる近接の程度や打音や触診などのその他の方法を併用する必要性については，構造物の特性、周辺部材の状態、想定される変状の要因や現象、環境条件、周辺条件などによっても異なる。したがって、一概にこれを定めることはできず、定期点検を行う者が橋毎に判断することとなる。

状態の把握（橋梁の例）

国土交通省

省令

点検は（中略）知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とする。

【法令運用上の留意事項】

定期点検を行う者は、健全性の診断の根拠となる道路橋の現在の状態を、近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると判断した方法により把握しなければならない。

道路橋定期点検要領（平成26年6月）	道路橋定期点検要領（平成31年2月改定版）
	付録１　定期点検の実施にあたっての一般的な注意点 ２．定期点検を行うにあたっての一般的留意事項 (5)部材の一部等で近接目視によらないときの扱い ■ 自らが近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると定期点検を行う者が判断した場合には、その他の方法についても、近接目視を基本とする範囲と考えてよい。 ■ その他の方法を用いるときは、定期点検を行う者が、(1)の定期点検の目的を満足するように、かつ、その方法を用いる目的や必要な精度等を踏まえて適切に選ぶものである。必要に応じて遡って検証ができるように、近接目視によらないとき、その部位の選定の考え方や状態把握の方法の妥当性に関しての所見を記録に残すようにするとよい。

診断（橋梁の例）

国土交通省

省令

点検を行なつたときは（中略）健全性の診断を行い、（中略）国土交通大臣が定めるところにより分類すること。

道路橋定期点検要領（改定版）

【法令運用上の留意事項】

定期点検を行う者が、道路橋の健全性の診断の一連として、道路橋の状態の把握と次回定期点検までの間の措置の必要性について総合的な診断を行う。そして、診断の内容を、告示で求められる4つの区分に分類する。
これとは別に、道路管理者毎に特有の区分を用いて措置の必要性を分類することは差し支えない。
法令では求められていないものの、多くの道路橋で、部材単位での措置の必要性が診断されている。部材単位で措置の必要性について所見をまとめ、記録しておくことが合理的と考えられている。なお、部材単位での健全性の診断を記録する場合の留意点は、付録1が参考にできる。

【付録1：定期点検の実施にあたっての一般的な注意点】

(6)橋の健全性の診断について

■ 橋の健全性の診断を区分するにあたっては、必要に応じてそれぞれの道路管理者における区分を行ってもよい。ただし、省令の定めに基づき、表-5.1 の判定区分を用いても区分しておく。

表-5.1　判定区分

区分		定義
Ⅰ	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり，早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている，又は生じる可能性が著しく高く，緊急に措置を講ずべき状態。

■ 非破壊検査又はその他さらなる詳細な状態の把握を行わなければ、Ⅰ～Ⅳの判定が適切に行えない状態と判断された場合には、その旨を記録するとともに、速やかに必要な調査を行い、その結果を踏まえてⅠ～Ⅳの判定を行うこととなる。（その場合、記録表には、要調査の旨を記録しておくこと。）
■ この他、(7)及び付録2も参考にするのがよい。

(7)部材単位の健全性の診断を行う場合の留意事項

■ 多くの道路管理者でこれまで行ってきているとおり、部材単位で措置の必要性について診断しておくことは、その後の措置等の検討において有用なものである。

■ 表-1 に、部材種別として少なくとも区分しておくとよい考えられる例を示す。

表-1　部材区分の例

上部構造			下部構造	支承部	その他
主桁	横桁	床版			

■ 部材等の健全性の診断の区分は、各道路管理者で定めることができる。一方で、最終的に、道路橋としての健全性の診断結果を表-5.1 の区分にすることを考えれば、部材単位においても健全性の診断結果を表-5.1 の区分でも分類し、記録しておくとよい。

【付録2：一般的な構造と主な着目点】

・定期点検において着目すべき主な箇所の例

【付録3：判定の手引き】

・部材単位で健全性の診断を行う場合、考慮すべき事項の例

措置（橋梁の例）

国土交通省

政令

前号の点検（中略）道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、**必要な措置を講ずること。**

道路橋定期点検要領（改定版）

【法令運用上の留意事項】

措置には、補修や補強などの道路橋の機能や耐久性等を維持又は回復するための**対策のほか、撤去、定期的あるいは常時の監視、緊急に措置を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止め**がある。**措置にあたっては、最適な方法を道路橋の道路管理者が総合的に検討**する。定期点検は近接目視を基本とした限定された情報で健全性の診断を行っていることに留意が必要であり、たとえば、対策方法の検討のために追加で実施した状態把握等の結果をふまえて再度健全性を診断する必要がある。**監視は、対策を実施するまでの期間、変状の挙動を追跡的に把握し、以て道路橋の管理に反映するために行われるものであり、これも措置の一部**であると位置づけられる。

【付録1：定期点検の実施にあたっての一般的な注意点】

(9)措置について

■定期点検結果を受けて**措置の内容について検討することは、この要領における定期点検の範囲ではない**。

■直接補修補強するということではなく、たとえば当該変状について進行要因を取り除くなど状態の変化がほぼ生じないと考えられる対策をしたうえで、**変状の経過を観察することも対策の一つ**と考えて良い。

■突発的に致命的な状態に至らないと考えられる場合に、または、仮支持物による支持やバックアップ材の設置などによりそのように考えることができる別途の対応を行ったうえで、着目箇所や事象・方法・頻度・結果の適用方法などを予め定めた監視をすることも措置の一つと位置付けできる。監視のためには、工学機器等の活用も必要に応じて検討するとよい。**また、各種の定期又は常時のモニタリング技術なども、必要に応じて検討**するとよい。

■対策の実施にあたっては、期待どおりの効果を必ずしも発揮しない場合もあることも前提として、対策後の状態の把握方法や健全性の診断の着眼点、状態把握の時期などを予め定めておくとよい。

■同じ道路橋の中に措置の必要性が高い部材と望ましいという部材が混在する場合には、足場等を設置する費用等を考えれば、どちらも包括的に措置を行うのが望ましいこともある。

■判定区分Ⅲである道路橋や部材については次回定期点検までに措置を講ずべきである一方で、判定区分Ⅱである道路橋や部材は、次回定期点検までに予防保全の観点からの措置を行うのが望ましいものである。そこで、健全性の診断がⅡとなっている複数の道路橋について措置を効率的に進めていくにあたっては、道路管理者が、構造物の特性や規模、変状の進行が道路橋に与える影響などを考慮して優先度を吟味することも有効である。

記録（橋梁の例）

国土交通省

省令

診断の結果並びに（中略）**措置を講じたときは、その内容を記録**し、（中略）これを保存する。

道路橋定期点検要領（改定版）

【法令運用上の留意事項】

定期点検の結果は、維持・修繕等の計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、**適切な方法で記録**し、蓄積しておかなければならない。定期点検に関わる**記録の様式、内容や項目について定めはなく、道路管理者が適切に定めればよい**。必要に応じて記録の充実を図るにあたっては、利活用目的を具体的に想定するなどし、記録項目の選定や方法を検討するのがよい。

【付録1：定期点検の実施にあたっての一般的な注意点】

（最小限把握しておく必要がある情報の記録）

■ 定期点検の目的に照らせば、少なくとも、**道路橋としての措置の必要性に関する所見及び道路橋としての健全性の診断区分が網羅される必要がある**。また、これに加えて、その根拠となるように、道路橋の状態を代表する事象を写真等で保存するのがよい。

- これは、定期点検が適正に実施されたことの最低限の証明としての観点も含む。

⇒記録様式作成にあたっての参考資料（道路橋定期点検版） 様式A

（健全性の診断において特に着目した変状等の記録）

■ 道路橋の**健全性の診断において着目した変状を抽出**し、俯瞰的に把握できるような**スケッチを残したり、主要な変状の写真毎に種類や寸法・範囲の概略を残しておく**と、次回の定期点検や以後の措置の検討等で有用な場合も多い。

- 道路橋の健全性の診断や以後の調査等で特に着目した方がよい変状の位置、種類、大まかな範囲等を、手書きでも良いのでスケッチや写真等で残すと有用である。

⇒ 〃 様式B

（措置に向けた調査や定期点検結果の比較に有用な情報の記録）

■ 部材単位での健全性の診断が行われているときには、**部材単位で**、変状があるときにはその**写真と、所見を保存**しておくとよい。

■ 健全性の診断にあたって複数の変状の位置関係を俯瞰的に見られるようにするために、**適当な損傷図を作るなども有用**である。

- 作業時間や経済性、求める精度や処理原理等に応じた特性について明らかにしたうえで、機器等の活用も検討するとよい。また、図面にこだわらず、画像処理技術など様々な形態の情報の活用も考えられる。

⇒ 〃 様式C

（劣化傾向の分析等に必要な詳細な単位での客観的な情報の記録）

■ 法令では求められていなかったり、道路橋や部材の健全性の診断のためには必須ではなかったりするものであっても、**道路管理者毎に定める目的に応じて、様々なデータを取得し、保存することは差し支えない**。

- 道路管理者によっては、（中略）道路橋群の維持管理の中長期計画を検討する基礎資料として、健全性の診断とは別に、部材毎の外観を客観的かつ一定の定型的な方法で分類、記号化し、体系的に保存することも行われている。

⇒ 〃 様式D

参考資料

○記録様式作成にあたっての参考資料　記録様式メニュー

- 道路管理者の定期点検結果の利活用目的に応じて、必要な様式を取捨選択できるよう、参考となる記録メニューを作成
- 各々の様式を実際に使用した時の留意点を整理

道路メンテナンス事業補助制度を創設①

資料2

○ 道路の老朽化対策について、橋梁、トンネル等の一巡目点検が平成30年度末に概ね完了し、橋梁では次回点検までに措置を講ずべきものが全国に約7万橋存在
○ 地方公共団体の橋梁では修繕に着手したものが約20%に留まることを踏まえ、「道路メンテナンス事業補助制度」を創設し、**措置が進むように計画的かつ集中的に支援**

（単位：億円）

事項	事業費	対前年度比	国費	対前年度比
直轄事業	15,795	1.00	15,795	1.00
改築その他	10,675	1.00	10,675	1.00
維持修繕	3,945	1.04	3,945	1.04
諸費等	1,175	1.00	1,175	1.00
補助事業	7,945	2.31	4,550	2.32
地域高規格道路、IC等アクセス道路その他	2,154	1.08	1,197	1.08
道路メンテナンス事業補助	3,857	皆増	2,223	皆増
交通安全・無電柱化等	825	皆増	450	皆増
大規模修繕・更新	―	皆減	―	皆減
除雪	169	1.05	113	1.05
連続立体交差事業	940	1.03	505	1.03
補助率差額	―	―	63	1.31
有料道路事業等	25,419	1.02	127	0.73
小計	49,159	1.12	20,472	1.15
臨時・特別の措置（防災・減災、国土強靭化のための緊急対策）	1,448	0.97	1,448	0.97
合計	50,607	1.11	21,920	1.13

[参考]公共事業関係費（国費）　通常分(A)：60,669億円（対前年度比1.00）、臨時・特別の措置(B)：7,902億円（対前年度比0.93）　計(A+B) 68,571億円（対前年度比0.99）

※補助事業 国費4,550億円には、個別補助制度創設に伴う防災・安全交付金および社会資本整備総合交付金からの移行分 国費2,595億円を含む。
含まない場合、補助事業 国費1,955億円[対前年度比1.00]である。大規模修繕・更新は道路メンテナンス事業補助への統合により皆減としている。
※この他に、防災・安全交付金（国費10,388億円[対前年度比0.79]（臨時・特別の措置を除く場合 国費7,847億円[対前年度比0.75]））、
社会資本整備総合交付金（国費7,627億円[対前年度比0.88]（臨時・特別の措置を除く場合 国費7,277億円[対前年度比0.87]））
があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。
※この他に、東日本大震災からの復旧・復興対策事業（国費1,662億円[対前年度比0.95]）がある。また、東日本大震災からの復旧・復興対策事業として社会資本整備総合交付金（国費1,198億円[対前年度比0.98]）があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

注1. 上記の他に、行政部費（国費9億円）がある。
注2. 直轄事業の国費には、地方公共団体の直轄事業負担金（3,068億円（臨時・特別の措置を除く場合 2,961億円））を含む。
注3. 四捨五入の関係で、各計数の和が一致しないところがある。

出典：令和2年度道路関係予算概要

道路メンテナンス事業補助制度を創設②

○ 道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業（橋梁、トンネル等の修繕、更新、撤去等）に対し、計画的かつ集中的な支援を可能とする個別補助制度を創設する。

■ 道路メンテナンス事業補助制度の創設

○ 概要

高度経済成長期に整備した道路施設の老朽化が急激に進んでおり、例えば橋梁では、建設後50年経過する橋梁の割合が、現在は25%であり、10年後には50%に急増する。
平成26年度から平成30年度までの一巡目の点検において、次回点検までに措置を講ずべき橋梁は、全体の約1割（約7万橋）存在する。
このうち、点検結果を踏まえて平成30年度までに修繕に着手した橋梁は、地方公共団体管理で20%にとどまっており、措置が遅れている状況となっている。これらに対して、早急に対策を実施できるよう地方に対して計画的かつ集中的に支援を行う必要がある。

- 地方公共団体は、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定・公表
- 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた事業を支援
（国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工（発注）の実施と工事の平準化を図る。）

長寿命化修繕計画

○○市
橋梁
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】
記載内容
・施設名　・延長
・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容　・対策費用　等

【橋梁】

○○市
トンネル
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】
記載内容
・施設名　・延長
・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容　・対策費用　等

【トンネル】

○○市
道路附属物等
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】
記載内容
・施設名　・延長
・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容　・対策費用　等

【道路附属物等】

道路メンテナンス事業

- 地方公共団体が管理する橋梁、トンネル等が対象

橋梁の例

損傷状況（鉄筋露出）

修繕の様子（断面修復）

トンネルの例

損傷状況（うき・漏水）

修繕の様子（剥落対策）

令和元年度　第2回
福島県道路メンテナンス会議

令和2年2月12日

議　事

（１）令和元年度の活動報告　【資料３】

（２）平成26～30年度の修繕実施状況　【資料４】

1. 令和元年度の活動報告

資料3

福島県道路メンテナンス会議の活動状況

年度	月	会議	研修会・講習会・技術支援	広報活動
2019 (H31) (R元)	4 5 6	4/9　定期点検要領等改定説明会 6/12　事務局会議		4/1～5/10　老朽化対策パネル展 （道の駅「安達」）
	7 8 9	8/26　第1回道路メンテナンス会議		8/1～3/1　老朽化対策パネル展 （道の駅「そうま」） 8/2～26　インフラメンテナンス写真展 （道の駅「安達」・「国見」・「伊達」）
	10 11 12		10/8　溝橋講習会 場所：会津若松市（会津地方） 参加者：16名 10/9　溝橋講習会 場所：須賀川市（中通り地方） 参加者：31名 10/10　橋梁点検研修会 場所：会津若松市（会津地方） 参加者：16名 10/11　溝橋講習会 場所：相馬市（浜通り地方） 参加者：15名	10/7　県版道路メンテナンス概要公表 10/1～8　老朽化対策パネル展 （道の駅「にしあいづ」） 10/1～31　老朽化対策パネル展 （道の駅「ひらた」・ 「あいづ湯川・会津坂下」）
	1 2 3	2/12　第2回道路メンテナンス会議 2/12　道路鉄道連絡会議	2/12　点検支援技術活用講習会 場所：福島ﾛﾎﾞｯﾄﾃｽﾄﾌｨｰﾙﾄﾞ	3月（予定）　老朽化対策パネル展 （福島県庁県民ホール）

1. 令和元年度の活動報告

資料3

（1）定期点検要領等改定説明会

各道路管理者に橋梁の定期点検要領改定等について説明、意見交換

- ●参 加 者：福島県道路メンテナンス会議構成各道路管理者ほか　145名（事務局含み）
- ●主　　催：福島県道路メンテナンス会議
- ●開 催 日：平成31年4月9日（火）
- ●内　　容：1）定期点検要領（技術的助言）の改定概要説明
  2）道路橋定期点検要領、道路トンネル定期点検要領等の改定概要説明
  3）新技術利用のガイドライン等の概要説明
  4）意見交換

1. 令和元年度の活動報告

資料3

（２）福島県道路メンテナンス会議（第１回）

定期点検１巡目（H26～H30）結果、２巡目（R元～R5）計画説明、令和元年度活動計画

●参 加 者：福島県道路メンテナンス会議構成各道路管理者ほか　１０１名（事務局含み）
●主　　催：福島県道路メンテナンス会議
●開 催 日：令和元年８月２６日（月）
●内　　容：１）定期点検１巡目（H26～H30）点検結果
　　２）定期点検２巡目（R元～R5）点検計画
　　３）令和元年度活動報告
　　４）意見交換

1. 令和元年度の活動報告

資料3

（３）溝橋講習会

目　的：「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」の周知促進を図るため、現地講習会を開催
対　象：国、地公体職員等
開催地：会津地方（会津若松市）１０月　８日 １６名
　　中通り地方（須賀川市）１０月　９日 ３１名
　　浜通り地方（相馬市）　１０月１１日 １５名
内　容：特定の溝橋の参考資料の座学、現場での実演

中通り地方　座学状況

会津地方　現地状況

中通り地方　現地状況

浜通り地方　現地状況

1. 令和元年度の活動報告

資料3

（4）橋梁点検研修会

目　的：福島県及び市町村が管理する約16,600橋の道路橋について、外部委託のほか職員が行うことにより遅滞なく確実に定期点検を実施するため、職員に「道路橋定期点検要領（国土交通省道路局）」に基づいた点検・診断に必要な知識及び技能を習得させる。
対　象：県、市町村職員等
開催地：会津地方（会津若松市）10月10日 16名
内　容：点検方法・記録や診断の座学、実地研修

※中通り、浜通り地方で開催予定だったが、台風19号の影響で中止

座学状況

実地研修状況①

実地研修状況②

実地研修状況③

1. 令和元年度の活動報告

資料3

（6）広報活動

道路施設老朽化の現状や対策などについて、一般向けの広報として『パネル展』、『写真展』を実施

令和元年度　展示会場（開催中も含む）

凡例	
	開催済
	開催中
	予定

	施設名等		場所	自		至	主な内容等	事務所等
1	道の駅	安達	二本松市	H31.4.1	～	R1.5.10	道路施設の老朽化対策パネル展	福島河川国道
2	道の駅	そうま	相馬市	R1.8.1	～	R2.3.1	道路施設の老朽化対策パネル展	磐城国道
3	道の駅	安達	二本松市	R1.8.2	～	R1.8.9	インフラメンテナンス写真展	福島河川国道
4	道の駅	国見あつかしの郷	国見町	R1.8.9	～	R1.8.19	インフラメンテナンス写真展	福島河川国道
5	道の駅	伊達の郷りょうぜん	伊達市	R1.8.19	～	R1.8.26	インフラメンテナンス写真展	福島河川国道
6	道の駅	にしあいづ	耶麻郡西会津町	R1.10.1	～	R1.10.8	道路施設の老朽化対策パネル展	郡山国道
7	道の駅	ひらた	石川郡平田村	R1.10.1	～	R1.10.31	道路施設の老朽化対策パネル展	郡山国道
8	道の駅	あいづ湯川・会津坂下	河沼郡湯川村	R1.10.1	～	R1.10.31	道路施設の老朽化対策パネル展	郡山国道
9	県庁	福島県庁県民ホール	福島市	R2.3.	～	R2.3	道路施設の老朽化対策パネル展	福島県

（道の駅安達での実施状況）

（H30福島県庁での実施状況）

（道の駅安達での実施状況）

2. 平成26～30年度の修繕実施状況

資料4

◆橋梁の1巡目（平成26～30年度）点検の判定区分結果 ［全道路管理者］

○橋梁の判定区分Ⅲ、Ⅳの割合（全道路管理者）は、全国：10%、東北：11%、福島県：12%

判定区分（全国）

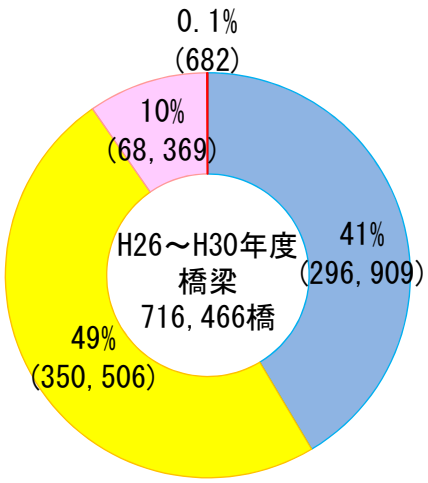

判定区分（東北）

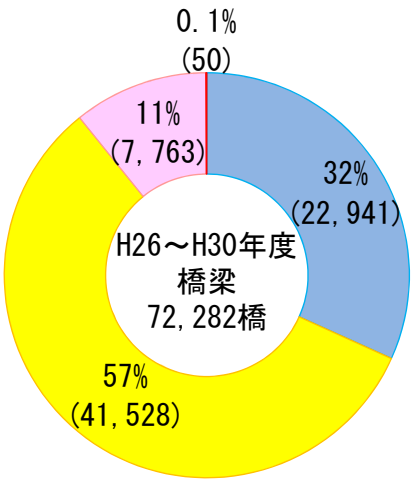

判定区分（福島県）

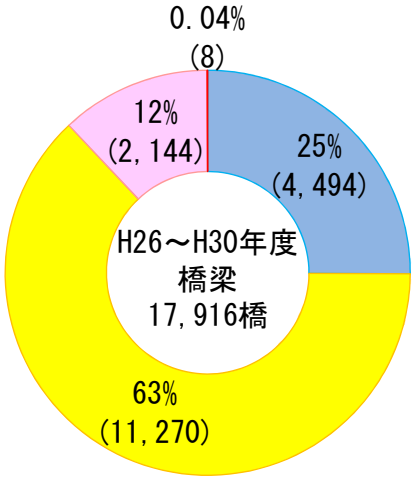

※（　）内は、平成30年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数（平成30年度末時点で診断中の施設を除く）
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

（余白）

2. 平成26～30年度の修繕実施状況

資料4

①橋梁

◆判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の修繕実施状況（福島県）

○橋梁では、全道路管理者で修繕に28%着手し、修繕着工は13%、修繕が完了しているものは12%

管理者	修繕が必要な施設数 A	修繕に着手済の施設数 B	修繕に着工済の施設数 C	修繕完了済の施設数 D	修繕着手率（B／A）	修繕着工率（C／A）	修繕完了率（D／A）
国土交通省	103	60	30	22	58%	29%	21%
高速道路会社	102	47	17	15	46%	17%	15%
県・県公社	713	227	97	83	32%	14%	12%
市町村	1, 234	267	145	130	22%	12%	11%
合計	2, 152	601	289	250	28%	13%	12%

A：平成26～30年度に判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設数　B：修繕（設計を含む）に着手した施設数　C：修繕工事に着工した施設数　D：修繕工事を完了した施設数
※道路メンテナンス会議調べ（R1.12末集計）

2. 平成26～30年度の修繕実施状況

資料4

①橋梁

◆判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の年度別修繕実施状況（福島県）

管理者	点検実施年度	修繕が必要な施設数 A		修繕に着手済の施設数 B		修繕に着工済の施設数 C		修繕完了済の施設数 D	
国土交通省	H26	103	29	60	28	30	15	22	9
	H27		20		14		9		9
	H28		19		6		2		1
	H29		26		11		4		3
	H30		9		1		0		0
高速道路会社	H26	102	13	47	12	17	2	15	2
	H27		12		6		5		5
	H28		32		19		5		3
	H29		19		8		4		4
	H30		26		2		1		1
県・県公社	H26	713	126	227	74	97	36	83	32
	H27		118		41		22		19
	H28		207		62		32		25
	H29		141		50		7		7
	H30		121		0		0		0
市町村	H26	1, 234	40	267	31	145	25	130	22
	H27		217		52		37		31
	H28		420		100		55		51
	H29		394		57		26		25
	H30		163		27		2		1
合計		2, 152		601		289		250	

※道路メンテナンス会議調べ（R1.12末集計）

2. 平成26～30年度の修繕実施状況

資料4

②トンネル　◆判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の修繕実施状況（福島県）

○トンネルでは、全道路管理者で修繕に25%着手し、修繕着工は19%、修繕が完了しているものは12%

管理者	修繕が必要な施設数 A	修繕に着手済の施設数 B	修繕に着工済の施設数 C	修繕完了済の施設数 D	修繕着手率（B／A）	修繕着工率（C／A）	修繕完了率（D／A）
国土交通省	15	9	7	2	60%	47%	13%
高速道路会社	5	5	2	2	100%	40%	40%
県・県公社	72	8	8	8	11%	11%	11%
市町村	15	5	3	1	33%	20%	7%
合計	107	27	20	13	25%	19%	12%

A：平成26～30年度に判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設数　B：修繕（設計を含む）に着手した施設数　C：修繕工事に着工した施設数　D：修繕工事を完了した施設数
※道路メンテナンス会議調べ（R1.12末集計）

2. 平成26～30年度の修繕実施状況

資料4

②トンネル　◆判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の年度別修繕実施状況（福島県）

管理者	点検実施年度	修繕が必要な施設数 A		修繕に着手済の施設数 B		修繕に着工済の施設数 C		修繕完了済の施設数 D	
国土交通省	H26	15	0	9	0	7	0	2	0
	H27		3		3		3		1
	H28		8		5		3		0
	H29		0		0		0		0
	H30		4		1		1		1
高速道路会社	H26	5	3	5	3	2	1	2	1
	H27		1		1		0		0
	H28		1		1		1		1
	H29		0		0		0		0
	H30		0		0		0		0
県・県公社	H26	72	7	8	0	8	0	8	0
	H27		3		2		2		2
	H28		18		2		2		2
	H29		38		3		3		3
	H30		6		1		1		1
市町村	H26	15	1	5	1	3	0	1	0
	H27		1		1		1		0
	H28		0		0		0		0
	H29		5		3		2		1
	H30		8		0		0		0
合計		107		27		20		13	

※道路メンテナンス会議調べ（R1.12末集計）

2. 平成26～30年度の修繕実施状況

資料4

③道路附属物等　◆判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の修繕実施状況（福島県）

○道路附属物等では、全道路管理者で修繕に19%着手し、修繕着工は10%、修繕が完了しているものは10%

管理者	修繕が必要な施設数 A	修繕に着手済の施設数 B	修繕に着工済の施設数 C	修繕完了済の施設数 D	修繕着手率（B／A）	修繕着工率（C／A）	修繕完了率（D／A）
国土交通省	26	13	5	5	50%	19%	19%
高速道路会社	24	15	8	8	63%	33%	33%
県・県公社	157	9	8	8	6%	5%	5%
市町村	16	5	2	2	31%	13%	13%
合計	223	42	23	23	19%	10%	10%

A：平成26～30年度に判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設数　B：修繕（設計を含む）に着手した施設数　C：修繕工事に着工した施設数　D：修繕工事を完了した施設数
※道路メンテナンス会議調べ（R1.12末集計）

2. 平成26～30年度の修繕実施状況

資料4

③道路附属物等　◆判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の年度別修繕実施状況（福島県）

管理者	点検実施年度	修繕が必要な施設数 A		修繕に着手済の施設数 B		修繕に着工済の施設数 C		修繕完了済の施設数 D	
国土交通省	H26	26	0	13	0	5	0	5	0
	H27		4		4		1		1
	H28		11		7		4		4
	H29		8		2		0		0
	H30		3		0		0		0
高速道路会社	H26	24	3	15	3	8	3	8	3
	H27		9		4		2		2
	H28		8		8		3		3
	H29		0		0		0		0
	H30		4		0		0		0
県・県公社	H26	157	0	9	0	8	0	8	0
	H27		50		4		4		4
	H28		49		3		3		3
	H29		15		1		1		1
	H30		43		1		0		0
市町村	H26	16	6	5	4	2	1	2	1
	H27		0		0		0		0
	H28		1		0		0		0
	H29		4		1		1		1
	H30		5		0		0		0
合計		223		42		23		23	

※道路メンテナンス会議調べ（R1.12末集計）